

令和4年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（令和4年6月20日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件、及び議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案7件、計11件を一括議題

（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 早川 聡 君 局長補佐 中嶋 由美 君

議事係長 山本 卓己 君 技 幹 浅利 優美 君
主 幹 丹生石大介 君

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|                |         |                        |         |
|----------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 井上 美樹 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  |
| 企画財政課長         | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長         | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長  | 宮地 直道 君 | 福祉事務所長                 | 岡田 哲治 君 |
| 市民課長           | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長         | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長           | 山本 実 君  | じんけん課長                 | 亀谷 幸則 君 |
| 教 育 長          | 岡崎 哲也 君 | こども未来課長                | 中津 恵子 君 |
| 生涯学習課長         | 西原 貴樹 君 |                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案7件、計11件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。会派市民のこえの前田晃です。

早速ですが、通告に従いまして、2点の質問をいたします。

今、私は議会の改選を前に地域を回っているところですが、いつも以上に市民の皆さんからお困りごとや要望など様々な声をいただいています。今回の質問の1つ目は、それらの中で障害のある方や御家族の方からいただいた声を基に質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

まず初めに、バリアフリートイレについてお尋ねをします。

バリアフリートイレといいますのは、いわゆる多目的トイレとか多機能トイレとも呼ばれているトイレのことですが、車椅子利用の広いスペースがあって、そして手すり、おむつ交換台などが設置をされ、障害がある方や高齢の方、子供連れの方が利用しやすいトイレとなっています。ところが、このトイレを一般の人が使うことで、必要な人が使えないという状況があるようで、今、呼び方をバリアフリートイレと言うようになっているというふうに聞いていますので、それに従ってお話をしていきたいと思います。

こういった本市のトイレにつきましては、公園にあるものはまちづくり対策課、観光地にあるものは観光商工課が管理をしているということのようですので、まちづくり対策課長及び観光商工課長に、それぞれの課が管理をしていますこのバリアフリートイレの設置数と設備についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

本市の都市公園は、全部で28か所あり、トイレのある公園は15か所、バリアフリートイレのある公園は7か所あり、車椅子使用者が容易に転回できるスペースが確保されております。

そのうち2か所はおむつ交換台を設置しており、小児用便器を設置している公園は3か所ございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

観光商工課が管理する公衆トイレ施設は15か所あり、そのうちバリアフリートイレが設置されているのは13か所となっております。その中にある設備としましては、子供用トイレを設置しているものが12か所、ベビーシートを設置しているものが8か所です。また昨年度事業で建設しました一番新しい竜串にあります海ギャラテラスのバリアフリートイレにはオストメイトを設置しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) ありがとうございます。

公園のほうには7か所、それから観光地には13か所、それぞれの課が管理するバリアフリートイレがあるということでありまして、本市全体では合計20か所のバリアフリートイレが設置されているということになりますけれども、思いのほか多く設置されていまして、私も事前に頂いた資料でこの20か所全てを回って写真に収めたんですけども、設備も整っているなというふうに思いました。

ところで、このトイレに関わって、市内在住の60代の男性からこんな声がありました。その方は、3年前に脳内出血を起こして左半身に麻痺が残り、1級の身体障害者手帳を持っています。要介護2の認定も受けているということなんですけれども、日常の生活では車椅子は使わずに、リハビリのため左足首に装具をつけてつえで体を支えながら移動をしているというお話でした。右手・右足には麻痺がありませんので、自分で車を運転すると、もちろん奥さんが助手席に同伴してということですけども、たまに外出をすることがあるということですけども、その際に困るのがこのトイレの問題だということでありました。といいますのも、装具をつけてつえで体を支えながら歩くわけですので、トイレまでにちょっとした段差、二、三センチ以上の段差があると、この麻痺をした左足を上げて前に出すことが大変難しいと、また手すりのないスロープはつえだけで体を支えるのも難しいというお話です。結局、トイレにたどり着くまでにとっても難儀をするというお話でした。

そして、この方が困ったトイレとして挙げたのが、足摺岬の金剛福寺前のトイレです。このトイレは、観光商工課の管理ということになっているようなんですけれども、車椅子対応のバリアフリートイレなんですけれども、駐車場からトイレまでに歩道の段差や手すりのないスロープがあつて、また男子用小便器にも手すりがないために、つえを利用する方にとってはバリアフリーとは言い難いトイレではないかというお話でした。

観光商工課長にお尋ねをします。本市では、バリアフリートイレが先ほど報告ありましたように数多く設置をされておりますけれども、このトイレのように、行き着くまでの問題や設備が障害の程度に対応していない問題もあるのではないかと思います。障害のある方の多様なニーズに応える、トイレ周辺も含めたバリアフリー対策が必要ではないかと思いますけれども、観光商工課長に御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

私ども観光商工課で管理しておりますバリアフリートイレがある施設で、段差があるのは唐人駄場のトイレだけで、そこはスロープが特別に対応はしております。今、御指摘いただいた金剛福寺前のトイレは基本的にはスロープと申しますか段差がないはずなんですけれども、劣化とかで多少段差があるということなんですか。すみません、ちょっと直接しっかり見たことはないのですが、段差がないという認識でございましたけれども、ただそれは確認しておきたいと思います。

それから手すりにつきましては、最近新しく改修したり、新設するトイレには小便器のところにも手すりはつけるようにはしておりますが、昔の施設についてはそれが無いところも確かにありますので、今後、そういう使いづらさということが分かっておりますので、順次、検討しながら改修に向けた計画を立てたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 金剛福寺が段差がないと認識しているということでありましたけれども、駐車場から歩道に上がる場所、あの段差とか、それからスロープの問題、スロープありますよね、ああいうところがやっぱり一番難儀をするというお話でしたので、ぜひ調査もされていただきたいと思います。

このバリアフリートイレというのは国が定めた基準でつくっていますので、障害の種類、程度に対応できるように工夫がされているというふうに思います。しかし、先の男性のお話のように、周辺の施設を含めると利用者の多様なニーズに対応できていないところもあるのではないかなというふうに思うんです。この方も、こういう体になる前はトイレの問題なんか気にもしなかったと、障害ができて初めて分かったというお話をされてましたけれども、公衆トイレへの、とりわけ健常者には気づきにくい障害者の視点からのニーズは、必ずバリアフリーにつながると思いますので、そういった声をぜひ受け止めて対応していただくようお願いをしておきたいと思います。

ところで、体に障害がある方は、この方もそうなんですけれども、外出の際にトイレの心配をされる方が多いようです。たまたまですが、最近テレビのニュースを見ていましたら、身体障害のある方が、共通するトイレの不安を解消するために、スマートフォンのアプリを使ってバリアフリートイレの場所や設備の情報を発信しているという取組が紹介されていました。

続けて、観光商工課長にお尋ねをします。市民はもちろんなんですけれども、本市を訪れています観光客やお遍路さんの中にも、このバリアフリートイレを必要としている方もおられるのではないかというふうに思います。そういった皆さんに、本市のバリアフリートイレの情報が提供できれば、皆さんの安心につながるように思います。バリアフリートイレについての本市の情報提供、例えばホームページやパンフレットなど、そういった取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今回、改めて観光商工課で発刊しております観光ガイドブックやマップを見てみますと、公衆トイレの施設がある場所の表示はあるんですけれども、バリアフリートイレが併設されていることを表すピクトサインは入れておりませんでした。今後、パンフレットの増刷などの機会には、そういうバリアフリートイレが併設していることを入れていきたいと思っておりますし、おっしゃるようにホームページとか、ホームページ上のマップにも連動して表記していくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） どうぞよろしくお願いをいたします。

私、インターネットでちょっとバリアフリートイレ土佐清水市というふうに打ったところが、十年ぐらい前ですかね、きずなの家がそういったパンフレットを作成しているというのがありました。ちょっと情報が古いですが、それ以降更新はしていないということなので、昔のままの情報として残っていました。今、課長言われましたように、市としても対応したいということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

誰もが安心して外出や観光ができるバリアフリートイレの条件整備、これは情報提供も含めてぜひお願いをし、次の質問に移りたいと思います。

それでは2つ目です。

本市の学童保育について。放課後児童健全育成事業とか放課後児童クラブというふうにな

れてますけれども、これについてお尋ねをします。

まず、生涯学習課長に本市の学童保育の現状、目的、運営形態、利用児童数、職員数などについてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

学童保育とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童を対象に、1年から6年までの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、利用児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を目的として、保護者に代わり生活指導・育成をする場所となっており、市内では清水小学校に設置しております。

運営形態としましては、公設民営で、清水小学童保育所父母の会に委託し、現在、指導員2名、補助指導員6名、合計8名の職員で、児童合計48名で、そのうち障害児8名の対応をしております。

平日は、放課後から午後5時30分まで、土曜日は、午前8時から午後5時30分まで、長期休校中は、午前8時から午後6時までの間の開所となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

本市の学童保育は清水小学校を使って、清水小の保護者で組織をしています清水小学童保育所父母の会が市の委託を受けて、公設民営の形で運営をしているということでありました。今、課長の説明の中にありましたけれども、学童保育の目的といいますのは、保護者の就労支援とそして子供の育成支援というこの二つのようなのですけれども、本市では、学童保育を希望していました障害児3名がこの4月から入所を断られたと聞きました。

生涯学習課長にお尋ねをします。この3名の障害児が学童保育に入所できなかったのはどのような理由によるのか、経過も合わせてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

議員御指摘の障害児3名ですが、今年度、加配を必要とする新1年生が、新たに2名入所してくる予定があったことや、昨年12月の学童保育所運営委員会の結果、募集をかけても専

門性のある支援員が集まらないことなどから、当施設の規模・収容人数・支援員の数・人員配置等の問題を考慮して、その安全面や支援が行き届かないことが想定され、やむを得ない措置として行ったもので、御理解いただきたいと思います。

その実情に応じて、低学年の児童を優先し、高学年の児童から適宜退所していただくことになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実は、私はこの学童保育の入所を断られた児童の御家族の方からこの件について相談を受けまして、相談者と一緒に市役所を訪れ、担当課から経過などをお聞きしました。ただいまの答弁の、大体ほぼそういう内容だったというふうに思います。その後、現場で学童保育に携わっている主任支援員の方、また学童保育を運営する、さっき言われました父母の会の会長さんともお話をさせていただきました。お二人の話では、現場としては希望する全ての児童を受け入れたかったけれども、児童1人に1人の支援員が必要となる障害児が増えたことで、対応できる支援員の数が不足し、高学年3名の障害児の入所をお断りせざるを得なかったということでありました。そして、先ほど課長の答弁ありましたように、12月の父母会の運営委員会で協議をして、受入れは難しいということを該当の保護者に伝え了解を求めたというお話でありました。

3名の障害児が入所できなかった経過につきましては、大体以上のとおりだというふうに私も認識をしていますけれども、しかし最も支援を必要としている障害のある子供たちだけが、結果として入所を拒まれた形になっていることについては大きな問題があるというふうに思います。先にも触れましたけれども、学童保育の目的は、保護者の就労支援と子供の育成支援ということですが、障害児を育てる親御さんほどより就労のための支援を必要としているはずですし、障害のある子供ほど発達を保障するための特別な援助を必要としているというはずなんです。公的な施策では、援助を必要としている人を優先して対応するというのが通常やないかというふうに思います。

教育長にお尋ねをいたします。障害のある子供たちだけが入所できてないことは、今言いました学童保育の目的から見ても、また施策の原則や公平性から見ても大きな問題があるというふうに思いますけれども、教育長はその点についてどのように認識をされておられるか、また今回の対応の責任はどこにあるというふうにお考えなのか御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

入所できなかった理由と経緯につきましては、1名の御家族より直接相談もありましたので認識をしておりました。学童保育の責任者に話も聞き、先ほど課長が報告したとおりの状況を把握したところです。昨年度の実態につきましては、私も実際に見学に行き、様子も伺いました。退所していただいた1名については、安全で安心できる場所が必要でしたので、清水小学校の特別支援学級の教室をお借りして対応しておりました。もう1名につきましては、他の児童との関わりにストレスを少し感じる場合がある子供でしたので、学童保育のスペースの一部を囲い、1人で過ごせる空間をつくり対応しておりました。そのほか2名の加配の必要な児童もおりましたけど、施設内での対応となっていました。加配が必要な児童だけでなく、そのほかの児童についても学校とは違った様子でしたので、学童保育の支援員の皆さんもよく努力をしてくださっているというふうに思っていました。

そういった事情を直接見たり、また支援の方から聞いていましたので、支援員の運営上の思いとかそういうのを私自身も受け入れていました。本来なら、市長の公約である子は宝の重点施策である土佐清水市子ども・子育て支援事業計画にも掲げています、新・放課後子ども総合プランの推進の一つである学童保育に十分な支援策を講じて取り組んでいかなければいけないというふうにも思いますし、私自身、大変このことについては責任を感じています。今後につきましては、学童保育運営側とも十分な協議を行い、子供のことを第一に考えた適切な対応と十分な支援をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 障害のある子供さんはやっぱり障害によって特性がいろいろありますよね、だからそれに合わせて学校であれば特別支援の先生を配置して対応してます。学童保育も今回8名ということでしたけれども、いろんな特性があって、現場の支援員の皆さんも特別な手だてをして対応していただいているというふうに私は思っています。

3名の障害児の入所を断った現場の判断につきましては、いろんな見方が私あると思うんですけども、運営を委託されているだけの父母の会支援員の皆さんにこの問題の責任を求めることは私はできないと思います。入所を断る理由となった支援員不足に対応できるのは事業主の市ですから、市以外にこの問題を解決するところはないという点でいえば、市にその責任があることは明らかだというふうに思います。

先ほど教育長から、障害児が入所できていないことの経過と、それから私は責任を感じているという率直な答弁がありました。この議場での答弁ですので、大変重いものがあるというふ

うに受け止めさせていただきたいと思います。

それでは、続けて教育長にお尋ねします。先ほど教育長からお話がありましたけれども、私の手元には、これ令和2年3月に策定をされました第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画というのがあります。この支援計画は、言うたら総合計画の下にある計画で、子ども・子育て支援の柱になる計画なんですよ。10年計画で、1期は先の5年、これは2期ですので後半の5年目に今入っているんですけども、これが令和2年3月に策定され、令和6年で完了ということになっています。ちょうど今年が中間年ということになるんですけども、この29ページに学童保育についての事業の内容と現状・課題、そして今後の方向性というのが既に記載をされています。ちょっとポイントだけ読んでみます。

まず事業内容、これは先ほど課長が答弁されました。現状・課題のところですが、こう書いています。そのまま読みます。反抗期の子供の対応が問題となっています。また、特別な支援が必要な児童に対し、きめ細やかな支援が行えるよう、加配支援員の増員配置が必要となっています。児童に対する育成支援のため、支援員の専門性を高める研修や指導体制の充実を図っていく必要があります。というふうに現状・課題を、これ2年前ですけれどもこういうふうに掲げています。

2年前に作成されたこの事業計画、既に課題として、特別支援が必要な児童のための加配支援員の増員配置が挙げられているわけですよ。にもかかわらず、この4月には支援員不足を理由に障害児の入所が結果的に見送られたということになっています。では、この2年間、市は一体何をしてきたかということがやっぱり問われると思うんですよ。今年は、先ほど言いました後半の5か年計画の中間の年になるわけですので、後2年でこの計画は完了するということになります。課題についての対策をして、それが完了するということになるわけですよ。先ほど教育長は、私は責任を感じているというふうに答弁をされました。であるならば、この事業計画にある加配支援員の増員配置を教育長の責任で直ちに行うべきだというふうに思うんですけども、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えをいたします。

前田議員の御指摘のとおりで、加配支援員の増員については必要であるというふうに考えています。すぐに行いたいというふうに考えています。現状も言いますと、昨年度障害児を7名受け入れており、そのうち4名の児童が加配支援員が必要であり、今年度も障害児8名を受け入れており、4名の加配支援員が必要となっています。それらの児童以外にも個別の支援が必要な児童もいます。このような状況ですので、これまでも支援員の募集というのは行ってきた

ところではありますけど、障害児理解にある程度適切な対応ができる支援員の配置ができるようにしていきたいというふうには考えています。引き続き募集も行って、個別にも支援員をやっていただけるような方を、教員OBも含めて当たっていきながら、早急に対応はしていきたいというふうには思っています。できるだけ適任者を探しながら、配置ができるよう努力はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 配置についてすぐにでも対応したいと、できるだけ責任を持って指導できる方を何とかというお話でした。ぜひ配置をお願いをしたいと思います。この今教育長の答弁で、非常に前向きな答弁だったので、多分保護者の皆さん、家族の皆さんも大変心強く思ったんじゃないかと思うんですけども、先ほど教育長の話にありましたけれども、ただ漫然と支援員を募集するということでは駄目だと思います。これ今までやってきてますので、もう具体的に言えば、私基本的には破格と言えるぐらいの処遇改善とそれからもう大々的な宣伝をして募集すると、もちろん先ほど言われたように有資格者が大事だと思いますけれども、具体的な手だてを講じて、この加配の支援員の増員配置を一刻も早く実現をしていただきたいというふうにお願ひしておきたいと思います。

実は私は、お隣の四万十市、それから宿毛市の学童保育の担当課に学童保育の運営形態や課題などについて電話で問合せをさせていただきました。最も聞きたかったことはこれなんです、障害児の受入れについてどうなんだということなんですけれども、いずれの市もこれまで障害児の受入れを断ったことはないということでありました。また、学童保育に詳しい本市在住の方からは、清水の学童保育の運営取組は県内でも先進であり高く評価されているというふうにも聞きました。この学童保育の先進市と評価されている本市が、障害児の受入れを断ることなどあってはならないというふうに思います。一刻も早くこの不平等で不公平な状態を解消できるよう、重ねて要請をしておきたいというふうに思います。

学童保育に関わってもう一つ確認をさせていただきたいことがあります。それは、コロナ禍での学童保育の密の状態の問題です。私が支援員の方に話を聞きにいったときがちょうど保護者の迎いの時間帯と重なったためかもしれませんけれども、あの狭い教室の中で、帰り支度をする子供、それから宿題をする子供、それから遊び回る子供、密集の中で混然一体となってざわざわしながら過ごしている子供たちの様子を見まして、正直、コロナ禍なのに大丈夫なのかなと私は心配になりました。もちろん専用区画の面積基準というのがありまして1人当たり1.65平方メートルですか、それはクリアしてるのでしょけれど、それはコロナ以前の基準

でもあるわけですね。この学童保育の現場の密集ぶりは、何か私が知っている現場の感覚とはまた違った環境にあるように私は率直に感じました。

学童保育はコロナ感染があっても休業できない仕事でありますので、支援員の方もこの密集状態に対して強い不安を口にしておられました。教育長は先ほど、既に学童保育を視察されたと言われましたけれども、私と同じような印象をきっと持たれたのではないかなと思いますけれども、先の支援員の増員とともに、この密を避けるための教室のスペース確保も喫緊の課題ではないかなと強く思った事でした。この点について、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

前田議員のおっしゃるとおりで、私も行ったときになかなか密集しているというふうにも感じましたし、学校生活での密集とはちょっと違う子供たちの様子もありますので、大変だなというふうには思いました。施設につきましては、清水小学校の学童保育の施設は65名程度が入所できるというふうな施設の広さになっておりますので、基準は十分クリアはしているところなんです。現在48名ですので、そういうことで基準はクリアしていますけど、御指摘どおり、コロナ禍ではありますので、ああいう密集した状況であると少し不安はあります。また、入所している子供たちで支援が必要な児童のことを考えると、余裕を持ったスペースというのは必要なんじゃないかなというふうにも考えています。小学校とも協議をしながら、昨年度、特別支援学級の教室等もお借りして対応させていただいておりましたので、そういう1階教室の余剰教室、そういうところを利用させていただきながら、支援が必要な子供たちをそちらで見守るというような対応をできればというふうには考えています。そういう検討は今後はしていきたいというふうにも考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 教育長の答弁、この間聞いてまして、本当に私心強く自分自身も思っています。現状の認識も、やっぱり共通した認識を持っておいでかなというようなことを思います。教育長、答弁の中で、子供の利益、子供第一に考えて適切な対応をしたいということでありましたので、この支援員の問題も、またスペースの確保についてもその立ち位置でぜひ御努力をお願いしたいというふうに思います。

最後に、市政全体に責任を持つ市長にお尋ねをしたいと思います。教育長の答弁にありまし

た学童保育に関わる加配支援員の増員の配置、それから教室のスペース確保に向けた今後の取組、非常に前向きに答弁をいただいたと思います。この取組に対して市長には、やっぱりお金がかかります、財政面からの全面的にバックアップをしていただくことを特にお願いをしたいと思いますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 教育長の答弁がもう全てであると思っております。先日、この支援員の方が、毎年、夏休みの期間に児童との交流の機会を私も持っているわけでありますが、その御案内に来ていただいて、いろいろお話もお伺いをいたしました。支援員の方は、いつも感心するのですが、本当に子供に寄り添って、また上級生が下級生の面倒を見たり、本当にアットホーム的な雰囲気、本当に頑張ってくれているというふうに認識もしているところであります。

また夏休みには私も現場に赴くつもりではありますが、その支援員の増員、これが全てだと思いますので、引き続き募集をしていきたいと思っておりますし、障害を持った方のお世話をするわけですので、やはりいろいろな面で気も使うと思っておりますし、難しい面もありますが、またぜひ広く募集もして、いい人が雇用できるように取り組んでいきたいと思っております。

引き続き募集を続けるということと人員の確保、これら誠心誠意取り組んでいきまして、そして、できる限り希望する児童は受け入れることができるように、先ほど指摘のありましたスペースの面、そして財政の面でもバックアップしてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長が掲げています子どもは宝という政策の柱は、子供は社会の宝、清水の宝であるということだと思います。子育てを保護者の責任にせず、土佐清水市全体で育てるというふうに宣言をしたものだというふうに理解をしています。本市で育つ全ての子供たちにひとしく子育て・教育の施策が行き届くように、ぜひ今後とも御配慮いただきたいと思っております。ありがとうございました。

そしたら次、補聴器の購入の助成について質問いたします。この質問は、障害の認定がどうのこうのということではなくて、一般的な方の難聴の方のお話ですので、この項に入れたことがちょっと私後で、いや、これ誤解を招くかなというふうに思ったんですが、一般の方を対象にしたお話だというふうに理解をしていただきたいと思います。

市内在住の80代の男性から、年を取って人の話が聞こえなくなったと、生活保護を受けているが補聴器をつくれないうという相談がありました。福祉事務所長にお尋ねをします。生活保

護を受けている人の補聴器の購入は、制度上はどう扱われることになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 岡田哲治君自席）

○福祉事務所長（岡田哲治君） お答えいたします。

本市では補聴器の購入に当たり、聴覚障害で身体障害者手帳を既に有している方が補聴器を購入する場合と、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児が補聴器を購入する場合に、補助上限内で補助を受けることが可能となっております。

生活保護受給者におきましては、聴覚障害で障害者手帳の取得が可能な場合に限り、補聴器の補助を受けることができます。

18歳以上で障害者手帳の交付の対象とならない方につきましては、現段階では、補聴器に関する補助の制度はございません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 補聴器に関わる補助の制度はないということです。これは、生活保護に関わらず一般的にそうだということだと思います。

補聴器の価格については、もう皆さん御存じだと思いますけれども、性能によって片耳5万円から50万円のそれぐらいの幅があると、20万円を超えるぐらいが一般的だということのようです。ですから、やっぱり補聴器は高いという印象を拭えません。先の相談者も、こんな高いものを保護費で買えるはずがないという思いがあったんだろうと思いますけれども、一般的にやはりなかなか、身体障害者手帳がないと駄目だというふうな厳しい壁があるということのようです。

ところで、65歳以上の高齢者の半数は加齢性の難聴だと推定をされているということです。私もそれに該当をいたします。私は40代の頃に左耳が突発性難聴になりまして聴力ががたと落ちて、右との差が歴然としてたんですが、最近はだんだん違いが分からなくなりました。右耳の聴力が落ちて同じレベルになったんだろうというふうに思いますけれども、年を取ると聞こえが悪くなるのは仕方がないとしても、この難聴が進行しますと、聞こえないことで人との交流を避けるようになり、認知症などが進むというふうに言われています。そんなとき補聴器がありましたら、日常の会話にすっと入ることができ、買物のやり取りにも困らないなど、人との交流を維持できるということになります。難聴の高齢者には、補聴器は生活の必需品だ

というふうに言えると思います。

ところが補聴器の購入は、先ほど触れましたように価格が驚くほど高い、しかも購入については身障者手帳のある方は福祉の制度がありますけれども、健康保険や介護保険などでは適用がなく、全額自費で賄うということになっています。これはなかなか大変です。そこで、この補聴器の購入費を助成する自治体が今徐々に増えてきているということを聞いています。まだ全国では50市町村ぐらいのようですけれども、東京都にはこの助成制度を設けている自治体が多くて、例えば港区では60歳以上、所得制限なし、助成額上限13万7,000円など、要件を定めて助成を行っているということです。

市長にお尋ねします。高齢化の先頭を走る本市ですので、この補聴器購入費の助成があれば、その需要は多いと思います。他市町村の事例も参考にしながら、市独自の補聴器購入費の助成制度を検討してみたいかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど福祉事務局長が回答いたしましたが、18歳以上で障害者手帳交付の対象とならない方については、現段階では、補聴器に関する補助制度はありません。難聴が認知症の危険因子である可能性というのは、今、指摘をされておりまして、国でも日本医療研究開発機構に、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果の検証を依頼しているというふうに聞いておりますので、その結果を受けて補助制度の見直しも行われるのではないかとこのように期待をしているところでありますが、今後も国の動向を注視しながら、今、独自にということではありますが、また、先進地のところの情報も収集しながら、検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 国の制度の動向も見ながら、独自にも検討したいということですのでよろしく願いをいたします。

以上が、1つ目の障害者や障害児に関わっての質問ですけれども、市が人権課題に位置づける障害者の人権について言えば、この人権を保障する条件整備にこそ市が頑張って取り組まなければならないことだというふうに思います。差別をしないようにしようというような障害者に対する市民意識の改革やモラルを求めるだけの人権啓発では、いつまでたっても障害理解には至らないというふうに私は思います。市がしっかりと予算をつけて、障害者の人権を保障する条件整備、バリアフリートイレ、学童支援員の配置、補聴器の購入費の助成等々、そういった条件整備を進めることが真の障害理解につながるということを強く申し上げまして、次の質

間に移りたいと思います。

2つ目ですけれども、最後になります、3月会議で質問できませんでした労働者の人権についてお尋ねをいたします。

これは皆さん御承知のように、日本の労働現場といいますのは、労働法制の規制緩和などによりまして、非正規の割合が今4割に達して、低賃金と長時間過密労働のもとで、カローシが国際用語になるほど、他の先進国と比べても過酷で特異な状況にあるというふうに思います。

とりわけ非正規で働く若者、女性の皆さんの状況は深刻で、このコロナ禍でより失業や貧困が集中することとなりました。そんな働く人たちの命と暮らしを守るために、日本国憲法では、労働者の権利27条と労働基本権28条を定め、労働基準法で労働条件の最低基準とともに、労働組合の活動を通して労働条件の改善を図ることができるようになっていきます。しかし残念ながら、この労働者の権利が十分に生かされていないのが今の労働現場の実情ではないかというふうに思います。現在、全国の労働者数は、調べてみますとおよそ6,000万人、そのうち労働組合に加入している労働者はおよそ1,000万人、組織率は約17%、組合に加入する労働者は五、六人に1人というのが実態です。

市長にお尋ねをします。働く皆さんは、ほぼ例外なく厳しい労働環境の下にあるわけですが、自らの生活を守る労働組合への加入率は極めて低く、労働基本権を十分に生かしていない状況にあるように思われますが、この点について市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私たちの時代で言えば、非常に公務員労働者を中心にして、全通、全林野、全山労、前田先生も所属していた市教組、私たちが所属していた自治労の市職労や県職労、また民間でも県交通の労組、そして国の出先機関も非常に多かったものですから、そういった労働組合の労組のそれぞれが地区労に結集をして、労働基本権のみならず、メーデーとか春闘、賃金闘争、そういった問題を切磋琢磨しながらやってきたことが今ではもう懐かしい思い出であります。そのことを考えると、やっぱり現在の状況については、特に産業構造の変化、雇用形態の変化、そして新規組織化の低下、組合離れ、様々な要因が考えられると思います。

私も市職労で6年間委員長も務めさせていただきましたし、自分たちの賃金や労働条件のみならず、広くやはり市民の皆様と共同してやっていく、いわば地域生活圏闘争といいますか、そういったものにも軸足を置きながら、民間の市民の皆さんとともにクリーン缶ペーン、缶拾いをやったり、先ほどから話題に出ておりますが、バリアフリーということの学習会ということで、組合員が車椅子に乗って市内の量販店やトイレ、公共施設をずっと回ったり、そういった取組もやってまいりましたし、また2000年にちょうど国の行政改革、また地方でも行革

大綱を作成するという国からの指示がありまして、私たち組合もそれに対抗して、それでは独自の行政改革、行革大綱をつくろうということで、当時、自民党に籍を置いておりました、広田（当時）県議、それからＪＣ、ＪＣは永野議長や今の程岡会頭が引っ張っていたＪＣのメンバー、そして医師会からは若手の医師の皆さんにも参画をしていただいて、そういった取組もやってきたところであります。

やはり、そういった労働組合運動そのものがもっと広く市民の皆さんに理解していただけるような、そういう取組が必要だと今でも感じておりますし、幸いなことに市職労は今でも１００％近い組織率を誇っておりますし、当時の我々たちがやってきたことが脈々と引き継がれてきていると、たくましくも思っているところです。

○議長（永野裕夫君） １０番、前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 市長は市職労の役員の経験がおありですので、ちょっと時間がないので私も気になりながらお聞きしましたが、かなり中身をお話し濃いものがあったというふうに思います。この労働基本権の意義とか、労働組合の役割についても十分承知しているということが答弁でもよく分かりました。

私ごとになるんですけども、議員になる前は教職員組合とか地域労連の組合の活動に関わってましたので、そういったところで教員としても育てられたというふうに私も実感をしています。働く皆さんが、この組合の集団の力とか人を育てる力というのをもっと信頼してもいいのかなというふうに率直に私は感じています。

そして、私はもう一つ、働く皆さんが闘いの中で獲得した労働基本権の歴史を学ぶこと、これ大事ではないかなというふうに思っています。岸田首相は新しい資本主義を掲げて、成長と分配を見直すと言いながら、最近では風向きがちょっと変わってきていますけれども、この資本主義の自由競争のもとでは構造的に貧富の格差が生まれて、貧困は労働者に集中をします。その貧困の解消を目指して先人たちが闘ってきたわけですけども、この労働基本権が認められていない時代には大変な困難が伴っています。組合をつくってストライキをすれば威力業務妨害罪、刑事責任が問われるわけですね。また、使用者への民事責任、不法行為や債務不履行の賠償責任が生じます。しかし、先人たちは投獄され、賠償責任を負いながらも厳しい戦いの末に刑事免責と民事免責を勝ち取ってきました。この労働基本権を権利として憲法の中に書き込ませてきたという歴史があるわけです。

市長にお尋ねします。私は、働く皆さんの労働基本権の歴史、役割を身につけて活用できることが、今の労働現場に必要なかというふうに思っています。組合員には、先ほどお話ありましたけれども組織内でそういった学習ができますけれども、未組織の皆さんにはその機

会がありません。一般の労働者や市民の皆さんがこの労働基本権を学べる公的な学習の場が必要ではないかというふうに考えるんですけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 労働基本権については、労働者の待遇を保障するための権利でありますので、これらが保障されて初めて使用者より弱い立場にありがちな労働者の地位を守ることが可能になると考えております。こういった労働者の権利を守ることは重要なことではありますが、労働権についての学習の場、これについては後でじんけん課長、もう時間があれなんです、じんけん課長、それから教育長にも答弁がある予定であります、学校教育の場、もしくは労働に関わる関係機関や労働者の地位を向上させるための取組を行っている労働組合などの団体が、これは実施すべきではないかというふうに判断します。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 労働基本権を学ぶ公的な学習の場といえば、私は啓発と教育ということになると思います。教育もそうだと思います。しかし残念ながら、人権行政では労働者の人権は人権課題には位置づけられておりません、啓発でも教育でも蚊帳の外に置かれてきたままでした。行政がそういった労働基本権の学習をする場ではないというふうに市長、判断をされているわけなんですけれども、私はそうじゃなくて、労働基本権28条や生存権25条、いわゆる社会的な基本権を人権課題に位置づけて初めて本当の人権行政、啓発教育を進めることができるというふうに考えています。

じんけん課長にお尋ねをします。本市の人権啓発の取組の中に、この労働者の人権を加えて、学習の場、講演会とか講座を設けることを検討していただければと思いますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

この行動計画では、身近な人権課題として11の項目を掲げて、全ての人権が尊重される社会の実現を目指した実践を行っておりまして、この全ての人権の中には、労働者の人権を守ることも含まれております。

この行動計画に掲げる課題に取り組むことは、他人の人権のみならず自分の人権についても正しく理解し、相互に尊重し合うという人権尊重の理念が深まることが期待されます。この理念が深まることは、ここに記載のない全ての人権を守ることにもつながるものと考えておりま

す。

そして、この行動計画には、あらゆる場における人権教育・啓発の推進として記載しておりまして、働きやすい職場づくりに努めるとともに、パワハラやセクハラなどの問題の解決に向け、これまで以上に人権意識のある組織づくりや人材の育成、顧客などに配慮した対応が可能となるよう、人権研修の機会や情報の提供、企業内の自主的な研修や啓発を実施することを促進し、その開催を支援することとしており、この行動計画に基づき働く人をはじめ、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して教育啓発活動に取り組んでおります。

こういったことから、じんけん課の取組としては、労働基本権について市民の教養の場として学ぶ機会を設けることは、そぐわないものと判断します。

なお、じんけん課では、企業内の自主的な人権研修や啓発事業の一環として、様々な人権について学習できるようじんけん出前講座の開催に取り組んでおります。この講座を開催する際には事前に関係者と内容の協議を行っておりますので、人権尊重の理念が普及されるような労働者の人権をテーマにして開催することは可能であると判断します。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 答弁の中に、人権について言えば、啓発について言えばですよ、自分の人権について知ること、それから他人の人権についても知ることが大事だとおっしゃったと思うんですけども、労働基本権というのは自分の人権を学ぶことがなぜそぐわないか、私その理由がよく分からない。基本的人権というのは、皆さん人権の主体というのはそれぞれの皆さんですから、他人の人権があって自分の人権があるわけじゃないですよ。まず、自分の人権をしっかりと理解をして、その上で他人の人権を理解できるということになると思うんです。何か、言われている前半と後半がちょっと違うかなというふうに私感じました。

ところで、市内の労働組合では、市役所の市職労が一番大きな組合だと思うんですけども、二番目はどこか市長御存じです。二番目に大きな組合。ちょっと私もよく分からないんですけど、多分、私は二番目は土佐食の労働組合ではないかなというふうに思っています。土佐清水食品ですよ。旧土佐食というのは30年前に設立され、当初からずっと最低賃金に張りついたような低賃金が続いてましたけれども、7年前に労働組合ができて、これも私も一般質問で取り上げさせていただきました。賃金は月給制となり、ボーナスも支給され、パワハラ問題も解決されるなど、労働条件は格段によくなったというふうに聞いています。そして、今年はコロナ禍でなかなか業績もあまり上がらなかったということですけども、6月のボーナスが1か月分支給されることになったというふうに聞いています。これがやっぱり労働組合の力だと思うんですよ。こういった身近な地元の労働組合の取組に学んでいくと、これ労働基本権のや

っぱり具体的な実践だと思えます。そういうことも含めて、労働基本権をテーマにぜひ学習の場を設けることを検討していただければというふうに思えます。

もう大分時間ないになりました。最後に教育長にお尋ねをしておきたいと思えます。学校現場で学ぶ子供たちというのは、いずれは社会へ出て労働者として働くことになります。そして、先に触れた日本の労働現場の厳しい現実と直面することになるわけですが、そこで労働基本権を生かせるかどうかはその後の彼らの仕事への関わり方や生き方に大きく影響するように私は思えます。とりわけ若者や女性に多い非正規の労働条件の問題、低賃金、サービス残業、雇用の調整弁、使い捨てなどについては、法令や人権に基づいて適切に対処する力を学校教育の中でも身につけておく必要があるのではないかと思います。労働現場で遭遇する様々な問題に対して、労働基本権を使ってどう解決していくのかといったより実践的な学習を、私は人権教育の中で必要ではないかというふうに思えます。私が教員やってる頃は高校でこういった実践の取組があったことは聞いてますけれども、中学校現場ではなかなか難しさがあるかもしれませんけれども、もう時間がありません、最後ですけれども、教育長に実践的な学習も必要ではないかということについて御所見をお伺いしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えします。

中学校では、労働基本権については3年生の公民で学習しています。ただ、議員がおっしゃるとおり歴史的なことも含めて学習をしておりますので、産業革命のイギリスでのことがあり、近代日本の明治以降のことがあり、そういう厳しい環境の中で労働を強いられて、命を落としていったというようなことの学習の上に立って労働三権については学習を進めていますので、実践的ということではないですけど、実践的な学習ということほど詳しくはやってないと思えますけど、ただ学習の中で、主体的で対話的というような授業づくりをしておりますので、主体的に関わりを持たず、仲間と対話を進めながら考えていく、で、深い学びにするというような学習スタイルでやっていますので、中にはそういう適切な対処法を考えると、実践的な内容の学習につながっている場合があるかもしれません。ただ、先生がおっしゃるような、期待されているような内容までということではないかもしれませんが、現状はそういうふうに主体的に関わりを持たずような授業づくりをしながら学習をしているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう時間が来ましたのでこれで終わりたいと思えますけども、最後

に、教育の中身については現場の先生方が考えることですので、議会がどうのこうの、教育長がどうのこうのということじゃありません。そのことについてはちょっと補足をして、私の全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さん、こんにちは。新風会の山崎誠一です。

突然ですが、土佐清水市では、ジョン万次郎のNHK大河ドラマを実現するために頑張っています。今どき、NHK大河ドラマでは、鎌倉殿13人が放送されています。その話の中に、その後の話では源頼朝が亡くなるわけですが、源頼朝は馬から落ちて2週間後ぐらいに亡くなるらしいです。その原因が狭心症、心筋梗塞とか、そして一過性の脳梗塞とか言われているようでございます。そもそも、それらの病気の原因が、歯周病から血栓ができて全身に流れ、脳の、頭の血管に詰まり、血管を塞ぐことで意識がなくなり、そして落馬し、頭を打って脳内出血を起こし、その後持ち直したものの亡くなるという話でした。

そもそも、なぜ歯周病からくる血栓ができるかというと、口腔ケア、口の中の健康を保たなかったことが全身の、体の健康をむしばんだということだそうでございます。

今、国は全国民に歯科検診を義務づける骨太の方針を打ち出しております。国民皆歯科健診の実現を目指す方針を明記されております。積極的に推進していくというふうな流れとなっております。高齢になっても歯などの口腔ケアをする、口の中を手入れをする、そのことによって生涯健康を保つ、体の健康は歯の健康からということで、肥満解消や生活習慣病の予防にもなる、いろいろなものを食べるために、バランスよく食べるために、歯がなくてはどうしてもいけません。

土佐清水市では、おかげさまで40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、これまで年齢を区切って歯の健診を行ってきました。これは、はがきを出して、皆さんに健康診断を受けてください、歯の検査をしてくださいという通知だったと思います。とにかく、歯の健康を保つということ、口の中を健康に保つことが全身の健康にもつながるということを知っていただきたい、そういう思いで、前置きが長くなりましたが、ぜひ健康で長寿という大切な、我々の生涯にとって一番大切なことを口の中から始めていただきたいというふうに思います。よろし

くお願いします。

それでは、今日通告をしております2つのことについて質問をさせていただきます。

まず最初は、学校給食費の増額補正措置の必要性について質問をさせていただきます。これはこども未来課長にお聞きします。

まずは、学校給食センター調理等委託業務についてですが、学校給食費は平成30年度から始めています。これ事前にお聞きしていました。当時は、本市にとって初めての学校給食であり、学校給食事業の決算における事業説明には効果として次のように書いています。児童・生徒の健康な発育にとって重要である適切な栄養摂取を確保し、保護者等も含め、食育について正しい理解を深め、健全な食生活のための生活習慣を育むことができた。こういうふうには、平成30年度のその後の決算書には書いておりました。あと実績、課題、事業継続の必要性などもうたわれております。

ということで前置きが長くなりましたが、まずは、学校給食費というくくりでは、大きい区分というところの需用費の光熱水費や賄材料費、委託料では学校給食等委託料が98%も占めているようですが、光熱水費、賄材料費は市が直接お金を出しているわけでしょうが、調理、配送に関わる専門の業者と契約することは、学校給食という業務が安全で確実に栄養のバランスの取れる食事を子供たちに提供できるという意味で、委託することは必要ではないかと私は思っています。

そして、調理等の委託料として、経費負担として市がお金を負担している、世間が言うところの何もかもが値上がりしている今どきの話として、最初に確認したいのは、当初予算で教育費の学校給食費は7,841万4,000円になっています。ということで、学校給食センター調理等委託料について、どこと契約を交わしているのか、そしてその内容についてこども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

委託先は、株式会社メフォスです。

委託業務内容としましては、調理業務や食器・調理機器等の洗浄・消毒業務、学校への給食の配送及び回収業務などとなっております。

株式会社メフォスには、本市で学校給食を開始した平成30年度から委託をしております、今回の委託期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。今年度の委託料は3,214万2,000円で、その主な内訳は、調理員（職員3名、パート9名）の給与や社

会保険料が約2,400万円と、人件費が全体の75%を占めておりまして、そのほかには、検便に係る経費や作業服代、クリーニング代といった保健衛生費が約150万円、消耗品費が約70万円となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

委託契約を令和7年度まで契約しているということですが、先ほども触れましたが、世間では値上がりの話が出ております。人件費が75%、あと検便や作業服、そしてそのクリーニング代、消耗品などのようですが、配送関係の燃料費の値上がりなど改めてお聞きします。値上がりしております。ということで、委託料の変更は必要ないかということをごども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） ごども未来課長。

（ごども未来課長 中津恵子君自席）

○ごども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、委託料は、物価高騰の影響をあまり受けないものであり、株式会社メフォスと協議をしまして、今のところ委託料の変更は必要ないと確認をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。契約料の変更の必要はないとのことですが、ありがとうございます。

しかし、物価高騰はしています。賃金は上がらず、年金は削減されるなど、先行きが見えない世の中となっております。コロナの中、小麦の大生産国であるウクライナへロシアが軍事侵攻したため、世界市場への供給不足、ロシアの石油の輸入禁止措置により、価格の高騰、コストの増大、円安による輸入品の値上げなどにより、学校の賄材料費が当初予算措置をしたときから増えて、当初予算では足らなくなっているのではないかと思います。農業、漁業の燃料の高騰、肥料の値上げ、かっぱやゴム手袋の価格の上昇は一般的に言う、世の中で言うところの企業努力では経費の削減は難しい状況になっています。食料油や小麦の高騰が平均の値上げでは、先ほどの高知新聞の記事によりますと、13%になっているということだそうです。

国の22年度補正予算では、物価高騰対策として2.7兆円が成立しました。その中には、先ほど触れたロシアのウクライナ侵攻などに伴う物価高騰を受けた総合緊急対策の財源措置が

盛り込まれていたと思います。

財源措置では、地方創生臨時交付金に関して、例えば、学校給食費の負担や水道など公共料金を抑えるとか、自治体独自の生活支援のための具体的な給付措置の対応をと言われております。そういった状況で、賄材料費が物価高騰の影響を受けるのではないかと心配しております。学校給食費の需用での賄材料費、現年度分の増額補正措置が必要ではないか、その点についてこども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

食材や調味料については、昨年度と比較して、単価が上がっているものが多くあります。主なものを挙げますと、植物油が一斗缶当たり3,024円から6,048円に、ゆでうどん200グラムが63円から73円に、豆腐1丁400グラムが99円から116円に、薄口しょうゆ1.8リットルが326円から345円に、ちくわ1キロが2,098円から2,316円にそれぞれ上がっております。牛乳についても200ミリリットル1パック当たり56円から58円に上がっております。このほか、野菜や加工品なども価格が上がっているものが多い状況です。

このような中、登録業者の中からできる限り安価な食材を購入し、調理方法や献立を工夫するなどによりまして、現在の予算内でこれまでの量や栄養価、味を落とさずに学校給食を提供するように努めているところです。

今後も、このような取組を続けていきたいと考えておりますが、さらに賄材料費の高騰により、現予算内でどうしても対応ができない状況となった場合は、補正予算も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

聞いた話として、1割程度の予算を増額したという自治体の話もちょっとお聞きしました。値上げのピークは夏とのことですが、秋以降も食料費の値上げはあると思います。学校給食の材料が値上がりする、とにかく子供たちに十分な栄養のバランスのよい食事が提供できるようにしていただきたい。

また、食料費の値上げ、年内1万品を超えるそうです。補正をしてもまだまだ足りない状況も出てくるかも分かりません。ぜひその点も考慮していただきながら、補正措置が必要になる

かもしれませんので、そのときはぜひよろしくお願いします。

このことは、実は、ばったり市長と教育長に通告をしておりますませんでしたので、返事をもらうことができませんが、補正が必要になったときは、そんなときはぜひ検討をしていただき、予算措置をしていただくよう、よろしく市長と教育長にお願いしておきます。

国は物価高騰対策として、地方創生臨時交付金に関して、例えば学校給食費の負担や水道など公共料金を抑えるとか、自治体独自の生活支援のための具体的な措置の対応をとってくださうと言ってきております。そういった状況で、本市でも学校の給食代の無償化を検討しているという話も聞いております。その状況について、まずは学校給食費無償化について、その対象者と期間などについて、こども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

学校給食費無償化の対象者は、市内小中学校の児童・生徒、小学生362人、中学生197人、合計559人。

無償化とする期間は、今年度の2学期と3学期、132日分としております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

地元の食材納入業者は、仕入れ値が上がっております。精いっぱい頑張っていると思います。子供たちに十分な給食があってほしいと願っています。

自分たちの時代、私65歳なんですが、私たちの時代は給食がありませんでした。それから、給食については、泥谷市長になってから初めて行われたとっております。市長の基本政策である子育て教育環境の充実、子どもは宝と言っています。保護者の皆様の給食代が2学期と3学期分が無償化する、負担がないということは大変大きな生活支援になると思っております。やっぱり、通告していなかった私が悪いのですが、市長と教育長へ通告をしていなかったことが残念でなりませんが、厳しい状況を乗り越えていこうとする保護者の方々を責任を持って支援、応援していかなければならないと、市長も教育長も私も思っております。どうか予算化についてはぜひよろしくお願いします。

以上で、こども未来課長に対する質問を終わります。

次に、貝ノ川の定置網漁業再開について、農林水産課長にお伺いいたします。

定置漁業について、以前は以布利、窪津、伊佐、貝ノ川の4つの共同卸組合があったと記憶

しております。が、平成22年に貝ノ川の大敷が就業者の高齢化や海洋環境の変化等により、事業を終了しました。当時は、貝ノ川大敷は黒字経営でありました。が、先に挙げた理由などで事業を終了したようです。現在は、3地区で定置漁業を行っているようです。

そういった市内の定置網漁業の状況ですが、今回、貝ノ川に定置網漁業を再開することが言われております。以前のように、大敷組合が再開するものか、そしてそれはいつ頃始めるものか、その大きさ、雇用なども合わせて農林水産課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

本課で分かっている範囲でお答えさせていただきます。

再開予定の貝ノ川の定置網漁業は、宿毛市に本社を置く水産会社が、今年10月頃から操業する予定とお聞きしております。

また、規模等につきましては、漁場面積は約63万平方メートルで、設置する定置網は、1統で水深約35メートル程度、幅が約60メートル、網の両端部までが約230メートルとお聞きしております。

漁業就業者は、地元の経験者3人を含む5人を確保しており、さらに雇用を増やしたいとのことです。

取れた漁獲物は、この水産会社が陸送して、清水統括支所に入札されることになっています。以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。清水の魚が少しでも水揚げされて、地元や県外へ売れていく、漁業が勢いを増す、そんな定置網の再開になればと私は思っています。そして、定置網漁業という事業を再開する水産会社が大いに地域を牽引し、盛り上げてくれることを祈っております。

その漁業は、地元の漁業者の同意が必要であると思います。現在は、高知県漁協の管轄になっていると思います。その辺の許認可についてお聞きしたいと思います。定置網を敷くには漁業権、漁場の許可のようなものが必要であったように思います。その辺の漁業権申請や許認可について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

定置網漁業は、漁業法の規定により知事の免許を受ける必要がありまして、この水産会社は、今年、令和4年4月8日に免許を受けております。

また、地元対策ですが、高知県漁協に属するとともに、地元地区や既存の定置網組合とも協議を行い、了承を得ております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。許認可や地元対策、漁業組合などとの話合い、了承しているとのこと。しかし、網を敷く、乗組員を雇う、取った魚の販売、流通計画など様々な課題を乗り越えていかなければならないのではないかと考えております。ということで、ぜひ貝ノ川という地域も含め、また清水全体の漁業者も含め、水産会社も含め頑張ってくださいと思います。計画に乗ってもらいたいと願うばかりです。

それでは次に行きますが、貝ノ川大敷組合が以前は操業しており、平成22年で事業を終了しましたが、そのため貝ノ川漁港は、以前あったような設備や機器類であるホイストや冷蔵庫、製氷機、トラック、倉庫、網洗い機、選別台、事務所もなくなっております。まあ言えば何も無いわけですが、水揚げ港の状況はどうなっているのか、先日ちょっと見てきました。今後整備するのか、その辺を農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

議員御案内のとおり、現在、荷さばき施設の鉄骨のみ残っている状況でして、利用できる状態ではありません。

市内の漁港内にある建物や設備等は、おおむね漁協や大敷組合が設置したものであり、この貝ノ川漁港では、現在、再開される水産会社が、コロナで影響を受けた事業所が活用できる中小企業庁の補助制度を導入して、操業できるよう既存施設の改修や必要になる機器や道具を整備しています。

また、岸壁や船揚げ場など漁港施設につきましても、修繕が必要な場所もあることから、今年度は、網干場の周辺の工事を行うこととしており、今後においても、漁港管理者として良好な環境になるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。私も先日ちょっと見てきました。ここにちょっと課長のほうからも少し話も聞いております。荷さばき所の屋根を少し何か直してたような状況でございました。水揚げの岸壁にはホイストが新しく座っております。これだけが何か新しいような気がしました。船は修理か、それとも整備されている状況なのか分かりませんが、港にはちょっとなかったようです。そして、計量器なども必要だと思いますが、これも見えませんでした。ただ、先ほど答弁にあったように、中小企業庁の補助があるようですが、これをもってぜひ整備をしていただきたい、水揚げがスムーズに行えるように取り組んでいただきたい、そういうふうに私は願っております。

土佐清水市として、ハード、ソフト面でどのような支援を検討しているのか、先ほどの質問と重なるように思われますが、そこら辺りを農林水産課長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

今のところ具体的な要望もありませんし、支援を行うようにもしていませんが、良好に漁業が営めるよう、施設の改修を実施することにしています。

また、定置網漁業に限ったことではありませんが、過疎化・高齢化などが相まって、地元の漁業就業者も減少していることから、担い手対策には力を入れて取り組んで行きたいと考えているところです。

本課としましても、これまでもそれぞれのニーズに応えるよう取り組んでまいりましたし、今後におきましても、本市の水産業が衰退しないよう支援をしていきたいと考えておりますので、具体的な要望があれば相談していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

以前は、貝ノ川の漁港の上に貝ノ川の区長場がありました。その横に漁協事務所も併設しておりました。定置網を含めた漁業者のために事務所も構えていました。貝ノ川の水揚げ場には、事務を行うようなところはありませんでした。全然話がちょっと横にそれますが、益野小学校、宗呂小学校、貝ノ川の小学校が以前同時に休校になっております。ということのをちょっと発言させていただきまして次に行きますが、定置網漁業者として、水揚げの精算処理や流通販売、観光事業とのコラボなど、事務を行う必要が出てくると思います。幸い近くに貝ノ川の小学校が休校中であり、利活用も含め、地域貢献も含め、よい提案をしていただけないか、そういつ

た気持ちでございます。

そこでお聞きしますが、定置網漁業が再開することで、地域の漁業を含めた経済的な貢献についてどういったことがあるのか、その辺を農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

雇用する従業員につきましては、地元雇用を優先しておりますし、また、漁獲量が低迷している現在の状況において、魚の流通による漁獲量の向上から、市内経済の活性化が期待される所です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。先ほどもちょっと、何回も同じこと言って申し訳ないんですが、先ほど言いましたように休校になっている貝ノ川の小学校については、ぜひ大きなグラウンドもあります。立派とは言わん、ちょっと古くなっていますが整備をされた、なかなか地域に根差した小学校も休校中でございますので、その辺につきましては重ねて活用についてよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それで、雇用の発生、水揚げの増大、地元の魚の地元での消費拡大、県外・市外への魚の流通、市内経済の活性化見込めるというふうに思っております。大いに定置網漁業を歓迎するものであります。そういった中で、雇用と仕事ということでは、聞いた話としてですが、船に乗る雇用だけではなく、網を直したり、おかで道具を作ったり、施設管理の仕事が生まれるのではないかと、こういった話を近くの方々にお聞きしました。そういう意味で、先ほど課長が答えてくれたように地域に貢献もされる、市内経済の漁業に対する貢献度は定置網漁業は大きいのではないかと私は思っています。

そういう中で、貝ノ川の港から定置網漁業である漁場までは近いわけですが、これは、漁業権とか漁業許可を取るときに図面の中に写し出されたというふうに思っておりますし、また、今までも貝ノ川の地区の方が網の状況を見たときに、ああここに近くにあるねと思ったと思います。そういうことでは、今話題になっております観光定置網、定置網漁業と利用した観光事業の推進や、水産加工業などの事業拡大を図る上で計画のようなものはないのか、その点を農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この水産会社からは、定置網漁業の見学や体験、また、自分たちが取った魚をその場で食べさせるなどの体験観光にも介入したいとお聞きしております。

竜串再開発が進む中、今後も観光客の増加が見込まれることから、定置網漁業を体験型観光ツールとして、宿泊施設や飲食店などと連携し実施することで、地域の経済の向上につながると思いますので、市としましても何ができるか検討したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。体験型漁業ということでしょう。それは、体験型漁業、体験型観光、市内への宿泊につながるし、つなげていかなければならないと思います。魚に触れ合う体験、船に乗る体験、そして清水の魚をインターネットなどを利用して市外・県外に流通加工して売っていく、大いに頑張ってもらいたいと思います。応援していかなければならないと思っております。どうかよろしく願いいたします。

最後に、ここで本来なら、通告をしておれば、市長にも聞いておきたかったんですが、通告をしておきませんので、私のほうで言います。ぼったり残念やったと、今後とも、定置網漁業の発展、拡大を心よりよろしく市長にお願いしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会の弘田条でございます。

今回は、震洋特攻隊基地跡についてと、それから活かせ山城について、2点を質問させていただきます。

前半は、生涯学習課長と最後に教育長にお聞きしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

まず、震洋特攻隊基地跡についてであります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期間するのではないかと懸念の報道があり、ウク

ライナ国民及びロシア兵の死傷者がますます増加しています。一日も早い停戦を願っている毎日であります。

以前の一般質問で武政議員がお父さんも徴兵されて従軍していたというお話もお伺いしました。お父さんが越で一生懸命仕事をする姿を思い浮かべて聞いておりました。そのときにも、反戦平和の思いを強くしたものでありました。

土佐清水市にも、戦時中にできた第132震洋隊土佐清水基地の格納ごうが残っており、平成17年3月には基地保存会が碑を建てて、当時の様子を説明しています。平成19年には本市教育委員会がパンフレットを作成しまして、小・中・高校生に教材として配布したことをお伺いいたしました。

昨年、小学生が授業で現場を訪れ、フィールドワークを実施するなど、平和学習でこの戦争遺跡を活用していただき、大変ありがたく感謝しています。

終戦間近の昭和20年3月末の沖縄戦では、当時、県民80万人中、実に20万人もの貴い命が奪われています。今回の質問では、この大惨事後、なぜ土佐清水市に特攻隊基地ができたのか、この基地においてどんな歴史があったのか、高知県内や九州の特攻隊基地跡などのことについて質問させていただき、このような世界情勢であることからこそ、反戦への思いを強くしていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

1点目に、どこに設置され、どうなっているか、最近行った調査についてであります。第132震洋隊土佐清水基地について、どこに設置され、どのようになっているか、最近行った調査について生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

第132震洋隊土佐清水基地は、越湾南面に、西牧山北麓の山影に震洋艇を隠して格納するため、そのごうが掘削されました。

昭和20年5月上旬、先遣隊として、呉鎮守府から派遣された中年の応召兵で構成される、基地隊員70名が交代で掘削したと伝えられています。

水滴が多く、揮発性ガスの発生、落盤等があり、作業は容易ではなかったことが想像されます。落盤による事故や死傷者も出たと伝えられています。

このような震洋格納ごうは、県内でも柏島、手結、全国各地に点在はしていますが、これだけの数がまとまって残っているのは、全国的にも、数少なく貴重な戦争遺跡と言えます。

上杉利則先生の著書「土佐清水にも特攻基地があったー戦後59年洞窟の証言ー」では、西

牧山北麓の越湾南面に15個のこうがあったとされ、令和2年度から3年度にかけての市史編さん事業に関わる、出原恵三編集委員の調査によると、13個の格納こうが確認され、その測量調査が実施されました。

一つ一つのごうの規模と長さ、これらを図面化し、新市史にその記録写真とともに記載し、聞き取り調査等の裏づけとともに、長く資料として後世に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、震洋特攻艇とはどんな船だったのでしょうか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

英語ではスーサイド・ラウンチ、意味は自殺ボートです。敵艦船に停泊したときに隙を狙って、船首に弾薬を載せて体当たりする人間魚雷です。

現物は、終戦直後に北ボルネオのサンダカンで、オーストラリア軍に回収された物が、オーストラリアの首都キャンベラの博物館に唯一展示されています。

震洋には1人乗りの1型と2人乗りの5型があります。第132震洋隊土佐清水基地に配備されていたのは、5型震洋艇で2人乗りのボートです。5型は全長約6.5メートル、幅約2メートル、材質はベニヤ板製で、敵に見つからないように草色に塗装され、カムフラージュされていました。エンジンは134馬力、速度は最大時速45キロ、船首に250キログラムの弾薬を積んで、敵の戦艦に体当たりしました。隊員たちは、船体の色からカエルと呼んでいました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、特攻隊員についてお聞きします。

年齢及びどこから土佐清水市に派遣されてきたかなど、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

第132震洋隊土佐清水基地に派遣された特攻隊員は、そのほとんどが茨木県土浦海軍航空

隊甲飛予科練の14期生でした。

彼らは、長崎県に置かれた海軍川棚臨時魚雷艇訓練所で訓練した後、土佐清水基地に45名が着任しました。

彼らの平均年齢は17から18歳であったと証言されています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、なぜこの特攻隊基地を造ったということで、これが非常に大事なことで、背景とかありまして、特に、このなぜ基地を造ったかということが大事になってきます。時代の歴史背景も踏まえて、その理由をお聞かせお願いいたします。生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

昭和20年3月末、米軍は沖縄に上陸し、約20万人もの沖縄県民がその犠牲となります。米軍は、沖縄を攻略した次に、鹿児島に上陸する可能性が高いと大本営は予想していました。しかし、様々な戦況分析から、陽動作戦により、南四国に上陸する可能性を警戒しました。

そこで、呉鎮守府第8特攻戦隊は、豊後水道と太平洋を監視できる宿毛・宇須々木に第21突撃隊を、土佐湾の中央部の良港である須崎と浦戸に第23突撃隊の本部を設置しました。第132震洋隊土佐清水基地は、越湾南面・西牧山北麓の山影に震洋艇を隠して格納するために、そのごうが掘削されました。海路上、豊後水道と土佐湾の要所に位置し、地形的に敵戦闘機から見つかりにくい場所だったことが基地を設置した最大の理由であったと思われます。

隊員たちは、最初は旧制清水高等小学校、つまりこの市役所敷地にあった旧清水中学校を宿舎に、校庭や越湾で軍事訓練を行っていたのです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次の、戦後隊員たちはどうなったかという質問ではありますが、昭和の20年8月15日が終戦記念日となっておりまして、この終戦記念日の後でこの基地の隊員たちがどうなったのかをお聞きしたいと思います。生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

8月15日の昭和天皇による玉音放送、その夕刻、若き第132震洋隊員たちは、越浜に全員集合しました。押し問答の末、爆薬での集団自決を決めたのです。特攻隊として、せめて最後の散り華を咲かせたいという思いがあったからです。

これをいち早く察知した渡辺部隊長ら上官は、急いで越浜に駆けつけ、集団自決は、特攻隊としてこれまで取り組んできたことを無にする行為であると説き、その力を日本の再建に發揮することこそ、国に尽くすただ一つの道であると諭しました。これにより、集団自決はとめられたのです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） このやり取りがあったときに思ったのは、すごいやっぱり当時の教育らが、何か戦争が済んだら助かって帰れると思ったのではなくて、みんなが責任を取って集団自決とかするみたいなそういう教育であったのかなということらもあって、非常に怖いことやなと思ったりしたことですけど、まあ何とか今の答弁聞きますと隊長がとびとめて、何とか皆さん無事に帰ったということであったということですので、なかなかそんなような出来事があったと、当時の時代背景はほんまに厳しい背景であったというように感じました。

次に、高知県だけでなくして九州にもあったし、沖縄のほうにもあったし、全国的にいろいろなところにも基地があったわけですが、特に九州、そして県内、高知県の特攻隊基地跡について、どのようなことがあったか生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

昭和16年、東南アジアに進出する日本は、米英と対立が深まり、12月8日、米海軍の重要基地、ハワイ真珠湾を奇襲し、太平洋戦争が開戦しました。

緒戦の華々しい快進撃も長続きはしませんでした。昭和17年6月のミッドウェー沖海戦で大敗して以降、撤退が続き、次第に敗戦色は色濃いものになり、昭和20年3月10日、東京大空襲、3月末から沖縄戦と続き、陸軍も海軍ももはや末期的な状況でした。

また、南太平洋での戦いで日本軍は、多くの戦艦や戦闘機、ベテラン搭乗員を失いました。結果、わらをもすがる思いで、即効的に戦力になる少年特攻に頼らざるを得ない状況になり、少年に戦闘機を操縦させ、敵戦艦に向かって戦闘機ごと体当たりさせようとしたのです。特攻イコール死を意味していました。簡易的に育成した少年兵たちを、鹿児島県知覧等、九州の

10か所の飛行場や、台湾の6か所の飛行場に集め、そこから決死の敵戦艦に向かって体当たりを実行させたのです。

特攻は、戦闘機以外の乗り物も使用し、弾薬を船首に詰めたボートで体当たりするのが震洋艇であり、その他にも回天、震海等がありました。現在の土佐清水市越地区に置かれたのは震洋であり、南部の西牧山に挺格納ごうを掘削し、越湾で乗船訓練が行われました。

県内では第128震洋隊手結基地において、決して忘れてはならない悲劇がありました。終戦後の8月16日19時、第23突撃隊本部から敵戦艦が土佐沖を航行中、直ちに撃すべしとの命令があり、この命令に応じ、第128震洋隊は直ちに撃準備を行いました。途中、震洋艇の試運転中に突然1隻から出火し、次々と誘爆を起こし、隊員のほとんどは1隻目が出火した時点で、誘爆をおそれて一旦はごうの中に避難していました。しかし、上官の命令に応じ消火活動に動いており、多くの隊員がごうから出て対応していたとき、突如大爆発が起りました。海岸の松の枝に黒焦げになった隊員の遺体が引っかかるほどのすさまじい爆風でした。隊員175人中、実に111人も貴い命が瞬時に犠牲になりました。後日になり、米軍艦隊の土佐沖航行自体が誤報であったことが判明し、終戦直後の混乱期であり、この事件は世間に大きく取り上げられることもなく、歴史の闇に封印され、忘れ去られることになったのです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 手結は大変なことになっちゃって、一瞬にして111人が亡くなったというようなことで、これが戦争かなとは思いますが、高知県にも六つありまして、宿毛にもあって、宿毛のはコンクリートに埋もれてもう全く穴はないとかいう状況もある中で、清水はそのまま、昔のまま残っちゃうということでありますので、非常に清水、大事な基地跡だと思っているところでありますが、この今の時代背景とか含めて、やっぱり戦争はしたらいかんということを強く感じるところであります。

最後になります。最後に教育長にお伺いいたします。この震洋のことも生かしてどうやっていくかということです。教育長も現職の教員のときから、反戦について熱心に取り組んでいただいております。私も意見交換をしたこともありました。この戦争遺跡の現地学習を行う小学校も昨年はありましたが、今後、どう生かしていくか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻については、局地的な紛争だけではなくて、核戦争への危

険性、第3次世界大戦へと発展する可能性を含んだ戦争であるというふうにも考えます。かけがえのない大切な命が奪われてしまう戦争というのは決して許されるものではありません。このような状況ですので、いま一度、平和についての認識を児童・生徒に深めていく必要性を強く感じています。

昨年9月会議でも武政議員のときに答弁させてもらいましたが、市内にある戦争遺跡についての平和学習、フィールドワークについては、これまでも行っております。昨年11月に、足摺岬・幡陽・下ノ加江の各小学校の6年生・5年生が合同学習により、この越地区に所在する震洋特攻艇格納ごうについて田村室長の案内で現地フィールドワークを実施しました。その中でも、先ほど課長が言ったような歴史的な背景等も含めて学習をしているわけですが、第2次世界大戦が長引けば、沖縄地上戦に続き、土佐清水市も本土戦の戦場となっていたかもしれないという学習もしております。戦時中の生活の様子、B29が三崎一帯を空爆したこと、不発弾が落とされた後で処理したこと、小学校6年生の女の子が亡くなったこと、そういうことなども事前学習をして、現地のフィールドワークをしています。その状況で言うと、子供たちも平和については随分深く考えられているんじゃないかなというふうには思っています。今後についても、フィールドワークというのは行うようにしたいし、市史で書かれているような内容を含めて伝えていければなというふうには考えています。

市内には、これ以外にも多くの戦争遺跡が残っていますので、これらの戦争遺跡を保存して、平和教育に有効に活用していくということは、学校教育にとっても生涯学習にとっても大変有益なことだというふうには考えてます。定例教育委員会の中でも協議をしながら、市の指定文化財という形で戦争遺跡を保存していく、そういうふうなことも必要ではないかなというふうには考えています。

また、震洋特攻艇格納ごうについては、ごうの中については長年、家庭ごみや空き缶やそういうものが投棄されていて、かなり環境整備が必要な状況になっているようです。文化財保護に関わる財源も十分確保しながら、生涯学習課、市民課、地元郷土史同好会、ジオガイド等が連携しながら、ボランティアを募って環境整備もしていきたいなというふうには考えています。

先日、高知新聞でも、南国市の掩体ごうの清掃活動の記事が出ておりました。地域の小学校や住民が力を合わせて、そういうボランティア活動を募って清掃活動をするというのは重要だと思いますので、教育委員会としても関係機関にも呼びかけながら、こういうことも考えていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 教育長、ありがとうございます。話を聞いたら、いろんなことに生かしてもらいたいし、また環境にしても整備もしていくというようなこともありました。また、今の教育長の答弁の中で、終戦になったがですけど、大本営は本土決戦やということで、8月15日に終戦になったがですけども、そのままにしようたら九州にも四国にも沖縄と同じような形で本土決戦になっていたと言われてます。そうなってきたら、人ごとではなくて、我々もどうなっていたか分からんというような、ですから他人事ではない、身近な問題だというふうに思っているところでもありますので、やっぱりそういったことらも学校の勉強にもなるかと思っております。

それと自分自身は、夏休みの平和登校日に小学校に3校ぐらい呼ばれて、ちょっとそういうパワーポイントもつくって説明もしたことがあったがですけども、やっぱり絶対戦争はしたらいかん言うて、なぜならば戦争は人と人との殺し合いやということを訴えました。それで、やっぱりみんな学校で仲よくしてよ、それでみんなが助け合う、それから困った人を助ける、そうやってみんなみたいに仲よくしようたら絶対戦争はないけんということで、そんなことも言いながらちょっと説明もさせてもらっておりますけども、また一緒になって反戦平和には取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ共に頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございます。以上で、震洋特攻隊基地跡については終わりにします。

次に、活かせ山城ということで、これもまた前半は生涯学習課長、そして市長、最後はよろしく申し上げます。

まず、活かせ山城、市史編さんの目的・業務内容についてであります。

昨年度末の総務文教常任委員会におきまして、市史編さん事業が1年延期され、資料編が新たに加えられ、より内容の充実した新土佐清水市史が発刊されるという報告を受けております。ここで改めて、新土佐清水市史の目的と事業内容を生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君 自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

当初は、考古から動物の章まで15章構成、700ページ余りの通史編を今年度末に刊行する予定でした。

昨年度末の総務文教委員会で御報告したとおり、昭和29年8月1日に市制が発足し、令和6年度でちょうど70周年の佳節に当たります。この佳節を記念し、刊行を1年延長して500ページの資料編を加え、より内容の充実した新市史刊行に現在取り組んでおります。

通史編は、市史概要を理解し、先人がこれまでどのように生きてきたのか、その足跡を市民に広く周知し、読んでいただける、理解していただける地域学の基軸書を目指して編さんして

います。

通史編市史が基本編であるのに対して、資料編は専門編と言えます。通史編では取り上げることができなかった写真、絵図、文書、図面等を掲載し、郷土史研究者にも十分に満足いただける充実した内容の新市史を刊行したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、市内所在の中世山城の数や分布状態についてであります。

市役所のホームページには、生涯学習課の市史編さん便りを閲覧しますと、市内に存在する山城調査も実施したようではありますが、中世山城が土佐清水市の中でどれぐらいあるのか、その分布はどうなっているか、実態等を生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

土佐清水市では、後世の開発により、部分的に破壊されている中世山城もありますが、全部で20城跡が現存しています。北から立石城跡、布城跡、下ノ加江地区に5城跡、大岐地区に3城跡、市街地に加久見上城と下城跡、タクラ山城跡、益野から三崎地区に4城跡、下川口から宗呂地区に3城跡という分布になっています。

足摺半島は、中世には金剛福寺の寺領が多く、豪族の支配する領地が少なかった関係から、山城はありません。

この中でも、市野々城跡、大岐城跡と本奈路城跡、加久見上城は堀切・堅堀等の遺構の残存状況が良好であり、地形を観察して城の構造を容易に理解することができます。時空を超えて、はるか500年前の土佐清水市にタイムスリップすることができます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） タイムスリップして見てみたいと思います。私の斧積にもお城がありまして、聞くところによりますと斧積のお城は大岐のお城やていうことも聞いてます。そんなつながりもあったり、20あった中でもいろんなつながりもあったり、いろんないわれもあるのではないかということですのでごく興味がわいてくるなというふうに思っております。

次に、小さな集落活性化事業についてであります。

高知県の中山間地域振興対策として、これまで集落間の連帯による小さな拠点づくり、集落

活動センターの取組が実施され、多くの成功事例が報告されています。今年度より、小さな集落活性化事業が県により打ち出されました。小さな集落活性化事業とはどのような事業であるかを生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

これまでの集落間の連携による小さな拠点づくり、集落活動センターの取組がなされ、成功事例が各地域から報告されているところです。他方では、このような集落センターを立ち上げることができない空白地域、小集落も多く存在しており、このような小集落の活性化をどう進めていくかが課題となっております。

そこで、これまでの取組と並行して、これらの小集落においてコーディネーターを配置し、集落の現状把握から将来像、課題等を住民間で話し合い、集落が元気になるためにはどのような実証テーマのもとで取り組んでいけばよいかテーマと活動計画を立案し、活性化への取組を推進していこうとする事業が小さな集落活性化事業の概要です。

県の補助金により、コーディネーターに係る人件費の2分の1、実証課題解決に係る経費2年以内で上限1,000万円等の補助金が交付されます。コーディネーターを配置し、コーディネーターが専門家と連携しながら住民に寄り添い、主体性を引き出しつつ、有効な実証事業を実施することができるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 生涯学習課長、どうもありがとうございました。

最後に市長にお伺いいたします。中世山城を小さな集落活性化事業として活用してはどうかというところでございますが、山城の遺跡や地域資源のことを小さな集落活性化事業に活用できるのではないかと考えているところです。この点について市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 小さな集落活性化事業の概要については、今、生涯学習課長が答弁したとおりです。ここで大切なことは、集落の課題を知ること、住民同士がその課題についてよく話し合うこと、将来の集落の将来ビジョンを取りまとめること、そして、何よりも住民が主体的に実践活動を行うことであり、本市ではこれまで集落活動センター下川口家の取組が展開されてきました。これらの実践の課題から学び、その経験を生かしながら、住民主体の取組に

していかなければなりません。

少し話がそれるかも知れませんが、中世山城を上手に活用している事例というのを一つ紹介をさせていただきますが、お隣の西予市、ジオの先輩の市ですが、西予市宇和町で行われている取組というのは、地元に残存する松葉城跡を地域活性化の取組として、城跡入り口にイラスト入りの看板の設置、山道整備や草刈り、地域での山城学習会などを通して、観光ボランティアガイドの育成、登城した観光客に御城印を作成してこれを販売する、こういった活動を実施していると聞いております。

現在では、スマホ等で城アプリというのが開発をされており、全国で20から30万人がユーザー登録をしているといます。これらの人々をターゲットにして観光ツアー誘致をジオパーク活動等と連携して行うことは、一つの有効な小集落の地域活性化の手だてになる可能性があると考えております。

中世山城は、市史編さんにおける山城調査により、市域に、先ほど課長も答弁しましたが20城跡が所在していることが確認されておりますが、これを地域資源として捉え、ほかの地域にある素材や資源を包括的に活用していくことが必要だと思いますが、そこに行くまでは、やはり山城やそこに向かう山道の地権者、地域住民の理解と協力が不可欠でありますので、関係者への丁寧な説明が必要となり、解決を図るべき課題も横たわっているというふうに考えております。このような課題を住民が中心となり話し合い、協働で取り組んでいかななくてはなりません。このような課題を住民が中心となり話し合い、協働で取り組んでいかななくてはなりません。このような課題を住民が中心となり話し合い、協働で取り組んでいかななくてはなりません。このような課題を住民が中心となり話し合い、協働で取り組んでいかななくてはなりません。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 市長、どうもありがとうございました。よその事例まで調べていただいたり、実際の進めていくとしたら問題点とか、いろんなアドバイスをもらったような形になったんですけども、私なりに考えたがですけど、やはり地域の協力なしでは絶対できんことがあったり、地域にそういった説明をできる、ガイドさんができる人がおったらいいなと考えたり、それと、それがプラスで考えれば避難路にもなるのじゃないかとかいろいろそういったこともあるのではないかとというふうに質問をしながら考えているところでありまして、いろいろなことにも関わって役に立っていくのではないかとということもあるのではないかとというふうに考えていますが、問題はあるかもしれませんが、何とかできるような格好で検討をしていただきたいと考えているところでありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時45分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） 皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。私の質問はしばらくぶりですから、なかなか緊張しとるといふか、言葉も出なくなりますがよろしくお願いします。

それで、先ほど弘田条君の質問を聞きよったら、ふっと私の両親を思い出しました。というのは、私のおやじは海軍で、それで終戦になったときに艦長と副官は腹切ったらしいです。それで、おやじも切りそうになって、おふくろが日本刀を隠すがに精いっぱいだったらしいです。もし腹切っちゃったら私はこの場面にいません。ということで、弘田君の話聞いてずーっと思い出しておりました。

それでは、防災についてお尋ねします。消防長にお尋ねします。

私は、平成13年の西南豪雨の折に、消防団のボランティア活動として下川口・片粕に入っておりました。そのときに、何日目かぐらいに、木野子畑ですかね、あそこで火事があって、そしたら四輪の車というのはどんどん入ってくるんですけど道が狭くて、その狭い道をどうしても行けれんということで、消防署員もどんどん集まって来て考えよったところが、隣の人がうちのバイクを使えということでカブを借りて現場に行ったのですが、そのカーブを曲がると同時に土砂崩れでカブが使えなくて、署員は走って行っただけです。そういうことがありまして、そのときから私はバイクが必要なんではないかなということはずーっとかねがね思っております。

それで、消防長にお尋ねします。現在、高知県で赤バイクが活動している消防署は何署ありますか。また、幡多郡内は配備されていますか、お尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 味元博文君自席）

○消防長（味元博文君） お答えいたします。

現在の高知県内の赤バイクの配備状況ですが、高知市消防局7台、南国市消防本部2台、安芸市消防本部2台、土佐市消防本部3台、高幡消防組合消防本部4台の5消防本部に18台が配備されておりますが、幡多郡では配備している消防本部はございません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。赤バイクはすごい歴史が古いらしいです。調べてみると。それで警察の白バイももともとは赤バイクだったらしいです。今は警察の白バイというのは白いバイク、ところが警察は黒バイク、青バイク、黄色バイクがあります。当初からある赤バイクの流れが郵便局の配達のバイクらしいです。

それで、バイクというのはだんだんだんだん廃れていって、車ができると同時に廃れていったらしいです。ところが、阪神・淡路大震災のときに倒壊家屋とか電柱が倒れ道路が通行できなくなって、そのことの教訓から赤バイクが復活したらしいです。復活した赤バイクの活動が国民に知れわたったのが、東日本大震災から赤バイクが必要だということが全国で騒がれたらしいです。

赤バイクではないですが、ボランティアのバイク隊が結成され、救援物資が被災地へいち早く届けられたのもバイク隊らしいです。

災害時において、清水市は東西に長く、現場へ着くまでに時間が費やされます。赤バイクが清水署に配備されれば、バイクというのは小回りも利くし、そしていち早く現場に行き、現場の状況収集・報告をすれば後続隊がスムーズに活動でき、行動ができるのではないのでしょうか、消防長にお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 味元博文君自席）

○消防長（味元博文君） お答えいたします。

初めに歴史のほうからですが、この赤バイクの歴史でございますが、1960年頃から大阪市消防局や東京消防庁などで導入されておりましたが、隊員の交通事故や道路事情の変化などによって廃止に至った経緯があります。その後、先ほど議員の御案内にもありましたが、平成7年1月17日に発生いたしました阪神・淡路大震災において、多数の建物の倒壊によって道路が使用できない状態になるなど、壊滅的な状況下の中でも二輪車が機動力を生かして医薬品の搬送や情報の伝達・収集活動で活躍したことから注目を集め、全国各地で二輪車を導入する消防機関が増えてまいりました。

少し資料的に古いものですが、平成25年5月9日付で消防庁消防・救急課から発出された消防活動用バイクの活用状況等に関する情報提供についてによりますと、そのとき調査した790消防本部のうち、導入済みと回答した消防本部は56消防本部、159台となっております。

また、導入した消防機関の消防活動用バイクの主な運用方法といたしましては、消防隊が進入困難な場所において先行して初動活動を行う、情報収集活動を行う、消防隊・救助隊・救急隊と連携して各種活動を行う、火災出動にあつては、主に初期消火活動が有効と認められる場合や、車両火災、小規模火災へ出動するなどの情報提供がありました。

本市におきましては、平成13年の西南豪雨災害の後、赤バイクの導入についての機運が高まり、導入に向けて検討しておりましたが、運用に係る人員の確保や費用対効果など課題解決ができず導入に至っておりません。

本市の道路状況や地理的状況等を鑑みますと、地震等により地域が孤立する可能性が高いこと、またそれら地域住民の安否確認から被災状況の把握は大変重要であり、活動方針の決定の上においても必要であることは承知しております。

災害時における二輪車の機動性の高さにより、様々なメリットがありますが、運用に係る隊員の増員、通常時には出動しないため、維持管理や運転者の技能教育に課題があるなど留意点も指摘されております。これらを踏まえながら、今後におきまして、調査・研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。赤バイクで装備されると、大体250キロぐらいの重さになるらしいです。それで、なかなか操作が困難というか、かなり熟練せんと赤バイクというのは乗れないということも聞いておりますが、けど、今現在の清水市において、さっきも言いましたように東西に長い土地というのは、四輪車で行くとなかなか時間ばかりかかって現場には行けれんかも分かりません。赤バイクやったら、1台について2人乗ったりして、現場に行って人命救助何かもすごいできると思います。人命救助というか、多くの人の命を助けることができるんじゃないかなというふうに、私は赤バイクを導入するとそういうすごいすばらしい働きができるんじゃないかなと思っております。いつもそれは、赤バイクが必要だ、赤バイクが必要だと自分はいつも思ってますけども、なかなかここに立つ機会がなかったもんで言っておりませんが。

次に、市長にお尋ねします。南海トラフ地震、それから線状降水帯による土砂崩れにより、土砂災害等に備えて赤バイクが必要なのではないのでしょうか。災害時、事故時に初動活動ができる赤バイクを清水署に配備してはどうでしょうか。先ほど消防長が言われましたように、幡多郡ではまだ赤バイクが配備されてないということになれば、清水市がトップを切って赤バイクの配備というのはどうでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 赤バイク導入については、課題も含め先ほど消防長が答弁したとおりであります。先々週、高知県の総合防災訓練が四万十川の河川敷で行われました。私もずっと参加をさせていただいたのですが、そこでは、情報収集訓練といたしまして、県警の機動隊によるバイクの実践的な訓練がありました。もう車の上をバイクで乗り越えたり、木材が横たわっている中を、相当の一輪になって、高い技術力といいますかそういう訓練を目の当たりに見ました。これは、本当に初期の機動力といいますか、情報収集活動にはもう本当に効果があるというふうに考えております。

ただ、その技術の取得、それから、毎日の訓練も必要だと思いますので人員の確保、そういった問題からなかなか二の足を踏んでいる、県内の各消防署がそういう状態ではないかと思っておりますが、可能性については、詳しく消防長が課題も含めて答弁しましたので、そういうことを一つ一つ整理しながら、運用に係る人員の確保ができるのかどうか、整備費用、それとかいろんな課題がありますので、現場において調査・研究しながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） できるだけ配備ができるように市長の努力をお願いします。それで、前にも質問しましたが、これ余談になりますけども、廃船の伝馬船とか、それからゴムボート、清水署にはゴムボート1隻ありますけども、恐らく大きな災害が来たときには海に出る場合、ゴムボート1隻じゃ駄目じゃないかなと自分では思っております。伝馬があればそれを活用できるし、伝馬を保管する場所がないんですけども、できるだけそういうふうな廃船になった伝馬とか、消防署員が使うゴムボートなんかを配備していただきたいなと思っております。

次に、まちづくり対策課に質問いたします。最近よくテレビなんかでも、災害災害ということがよく放映され、新聞なんかでよく出ております。それで、よく耳にする言葉が、事前復興、今までは災害発生後のその地域をどういうふうにするかという言葉でしたが、最近はそういう言葉がなくて、事前復興という言葉に変わっております。事前復興に取り組んでいる何々市だという言葉を耳にします。宿毛市も、最近事前復興に取り組んでいるというテレビニュースが放映されました。

まちづくり対策課長にお尋ねします。事前復興とはどういうことをするのですか、お尋ねします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

東日本大震災の被災市町村では、多数の自治体職員が被災する中で、応急復旧対策や被災者支援などに追われ、被災地域における復興の姿を示す復興まちづくり計画を早期に策定することが困難でありました。国の直轄調査などの支援を受けて復興まちづくり計画のたたき台を作成し、住民との合意を図ったものの、復興事業の着手までには長時間を要したと聞いております。

事前復興とは、被災後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興まちづくりの検討や対策を平時に準備する取組のことです。

平成30年6月会議の浅尾議員の一般質問以降の取組としては、南海トラフ地震などの大規模災害発生後、迅速に都市基盤の復興を図るため、高知県が高知県震災復興都市計画指針を策定し、この手引書に基づいた訓練を高知県や周辺の自治体と連携して行っており、令和元年7月には、高知市にて高知県震災復興まちづくり全体訓練が行われ、本市から職員2名が参加し、令和3年3月には、コロナ禍ということもあり密集を避けるために各市町村に資料が配布され、第2回の高知県震災復興まちづくり全体訓練が行われ、南海トラフ地震発生後の迅速かつ確かな市町村職員の行動手順について確認を行っております。

また、令和3年2月には、第1回高知県事前復興まちづくり計画策定検討会が開催され、同年11月に第2回検討会が開催、令和4年3月には第3回検討会が開催されております。この検討会では、各市町村における復興まちづくり計画策定の進め方、計画策定を進める組織づくり、対象地域の特性や課題分析などについて協議が行われ、まちづくり対策課からも職員2名が検討会に出席しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。今の答弁を聞きますと、年1回の検討会のようですが、検討回数を増やすように知事とか市長さんをお願いして、これから検討会を、復興計画を練っていただくという回数を増やしていただきたいなと思っております。

次に、事前復興、事前復興計画という言葉がありますが、事前復興計画の重要性というのはどういうことを言うのでしょうか、まちづくり対策課長にお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

南海トラフ地震では、被害が東日本から西日本の広範囲に及ぶことが想定されており、国からの十分な支援が期待できないなど、東日本大震災よりも復興への取組は厳しくなることが予想されます。

事前復興計画とは、被災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合や、津波などによる被災地域で住民の居住に適当でないと認められる場合において、地域住民との合意形成を図りつつ迅速な復興を行うために、被災後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興まちづくりの検討や対策を災害発生前に準備する取組のことを示します。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

事前復興計画というのは、昔からある地震・津波が多い都市、特に東日本大震災の地震があった地域というのは、あそこの昔からある、本なんかを読んでみると、ここから下は絶対家を建てたら駄目ですよ、ここから上にこういう計画をつくって住みなさいよという計画書がそういう古い書物から読み取ることができます。

それで、市独自の避難所、市の避難住宅の計画を幡多郡の中でトップをきって計画を進めていくようお願いをして、次の質問に移ります。よろしいでしょうか。

続きまして、土佐清水市の南海トラフ地震、災害時のまちづくりに備えて、事前復興、事前復興計画は進められているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

高知県では、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されており、令和4年3月に策定された高知県事前復興まちづくり計画策定指針に従い、本市でも事前復興計画を策定することは重要であると考えております。

まちの現状整理、計画策定を進める組織づくり、事前復興計画の対象地域、対象地域の特性・課題の分析など、復興まちづくりの基本方針など、計画策定の具体的な案を策定したいと考えております。

今年度は、高知県南海トラフ地震対策課による、事前復興まちづくり計画策定及び避難路の液状化対策についての勉強会が行われますので、まちづくり対策課も職員の参加を予定しており、被災後に市町村が速やかに復興に着手するための事前復興計画の策定に向けて、今後の取

組の方向性を各市町村と共有したいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番、浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。南海トラフ地震がもう目の前に迫ってきております。年に1回の事前計画の打合せとかじゃなくて、半年に1回とかいうふうに復興計画というのを進めていただきたいなと思っております。

というのも、昨日も大きな地震が石川県と茨城県でしたかね、ありました。昼にもさっきかなり大きい地震があり、もう復興計画を今からどンドンどンドン進めていかないと、なかなか清水というのは立ち直れないかも分からないような大津波が来るようです。それで、見残し沖には34メートル、三崎浦の僕らのところでも15メートル、ほとんどが海の中につかるような状態でいうことがもうかなり前から知らされております。そうすると、つかるんだったらもう少しこういうところにこういうふうな計画というのを、自分らじゃできませんよね、だからそういうことも含めてこれからまちづくり対策課の課長にお願いしたいのは、これから復興計画をどンドン進めていってもらって、三崎だったらこういうところにつくったらどうでしょうか、清水だったらここですえという計画をつくっていただきたいなと思って、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月21日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時07分 延 会